

5 確定拠出年金の現状

確定拠出年金制度は、拠出された掛金が加入者ごとに区分され、その掛金と加入者の自己責任による運用の指図に従って得られた運用益との合計額をもとに給付額が決定される年金制度であり、厚生年金基金等の企業年金が普及していない中小企業の従業員や自営業者等のニーズに応える観点や、確定給付型の企業年金が離転職に対応しにくいといった指摘に対応する観点から、平成13(2001)年10月に発足しました。

確定拠出年金制度には、実施企業に勤務する従業員が加入対象となる企業型（掛金の拠出は事業主）と、自営業者又は企業型年金加入者、厚生年金基金等の確定給付型の企業年金の加入対象となっていない従業員が加入対象となる個人型年金（掛金の拠出は加入者本人）があります。

<図表7-8>

対象者・拠出限度額と他の年金制度への加入の関係

